

## 三原村物価高騰対策臨時給付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、食料品等の物価高騰により村民の生活に影響を及ぼしていることを鑑み、村民の負担軽減施策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し三原村（以下「村」という。）が行う物価高騰対策臨時給付金事業（以下「給付事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 物価高騰対策臨時給付金の支給対象者は、令和8年4月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する村の住民基本台帳に記録されている者及び基準日時点で母子手帳を交付されている出生予定児をいう。ただし、基準日以降に転出している者は対象とし、単独世帯の死亡者は対象から除くものとする。

### (支給額)

第3条 物価高騰対策臨時給付金の金額は、1人当たり35,000円とする。

### (受給権者)

第4条 物価高騰対策臨時給付金の受給権者は、支給対象者の属する世帯の基準日における世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者で特別な配慮を要するものの取扱いについては、別記のとおりとする。

### (申請及び支給の方式)

第5条 物価高騰対策臨時給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原村物価高騰対策臨時給付金 申請書（請求書）（別記様式。以下「申請書」という。）の提出により申請を行う。

2 物価高騰対策臨時給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により村に提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を村の窓口に出し、村が申請者から通知された

金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を村の窓口で提出し、村が当該窓口で現金により給付する方法

3 申請者は、物価高騰対策臨時給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請等)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条第1項の規定による申請書を提出し、支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 受給権者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で村長が特に認めるもの

2 代理人が申請書を提出するときは、申請書の委任欄への記載をし、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。この場合において、村は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 村は、代理人が第1項第1号に掲げる者にあつては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号に掲げる者にあつては村長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(提出期限等)

第7条 物価高騰対策臨時給付金の申請受付開始日は、村長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限は、令和8年10月31日とする。

(支給の決定)

第8条 村長は、申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該受給権者に対し物価高騰対策臨時給付金を支給する。

(物価高騰対策臨時給付金の支給等に関する周知等)

第9条 村長は、給付事業の実施に当たり、支給の要件、申請の方法、申請受付開始日等の給付事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条第2項の提出期限までに第5条第1項の規定による申請書の提出又は申請が行われなかった場合は、受給権者が物価高騰対策臨時給付金の支給を受けることを辞退したものとみな

す。

- 2 村長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり村が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われず、受給権者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 村長は、偽りその他不正の手段により物価高騰対策臨時給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った物価高騰対策臨時給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 物価高騰対策臨時給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金事業の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき支給された物価高騰対策給付金については、第11条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

## 別記（第4条関係）

配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（1） 次に掲げる者であって、かつ、（2）の要件を満たしているものが、その旨を村に申し出た場合は、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が村に住民票が所在しない場合にも、村における申請・受給権者とする。

① 配偶者からの暴力等を理由に村の区域内に避難し、配偶者と生計を別にしている者（村の区域内に所在する女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者のうち、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者を加害者とする暴力被害を入所理由とする者であって、当該親族と生計を別にしているものを含む。）及びその同伴者であって、基準日において村に住民票を移していないもの

② 親族からの暴力等を理由に村の区域内に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

（2） 申出者の満たすべき要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による保護命令（同法第10条第1項の規定による接近禁止命令又は同法第10条の2の規定による退去命令をいう。）が出されていること。

② 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体をいう。）が発行した確認書も、当該証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③までに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合に該当すること。

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童と共に入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接近禁止命令が発令されているときなど、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。